

喜楽デイサービスセンター

通所介護サービス

第1号通所事業

契約書

重要事項説明書

個人情報の使用に係る同意書

契約日	令和　年　月　日
ご利用者	様

説明者	喜楽デイサービスセンター
-----	--------------

株式会社　喜楽

通所介護サービス・第1号通所事業

契 約 書

第1条（サービスの目的及び内容）

- 事業者は、介護保険等の関係法令及びこの契約書に従い、ご利用者に対し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、通所介護の介護給付、または、第1号通所介護の対象となるサービスを提供します。
- サービス内容及び提供場所の詳細は、別添「重要事項説明書」に記載のとおりです。

第2条（契約期間）

- この契約の契約期間は、令和　　年　　月　　日からご利用者の要介護認定又は要支援認定の有効期間満了日までとします。
- 上記の契約期間満了日の7日前までに、ご利用者から事業者に対して契約終了の意思表示がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条（サービス計画の作成・変更）

- 事業者は、ご利用者の日常生活の状況及びその意向を踏まえ、ご利用者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」に沿って、「通所介護計画書」または「第1号通所介護計画書」（介護目標やサービス提供方法）を作成し、これに基づいて計画的にサービスを提供します。
- 事業者は、「通所介護計画書」または「第1号通所介護計画書」の作成及び変更にあたっては、その内容をご利用者及びその家族に説明し、同意を得ます。
- 事業者は、サービスの提供にあたり、居宅介護支援事業者又は地域包括支援センター、及び保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との緊密な連携に努めます。
- 事業者は、ご利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合で、その変更が「通所介護計画書」、または、「第1号通所介護計画書」の範囲内で可能なときは、変更等の対応を行います。
- 事業者は、ご利用者が「居宅サービス計画（ケアプラン）」の変更を希望する場合は、速やかに居宅介護支援事業者等への連絡調整等の援助を行います。

第4条（サービス提供の記録等）

- 事業者は、サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「個別サービス提供記録書」等の書面に、提供したサービス内容等を記録します。
- 事業者は、一定期間ごとに、「通所介護計画書」、または「第1号通所介護計画書」の見

直しを行い、その内容を記録します。

3. 事業者は、前項にある「個別サービス提供記録書」等の記録をサービス完結の日から 5 年間はこれを適正に保存し、ご利用者、ご家族の求めに応じて、閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

第 5 条（利用者負担金及びその変更）

1. サービスに対する利用者負担金は、別添「重要事項説明書」に記載するとおりとします。なお、利用者負担金のうち関係法令に基づいて定められたものが、契約期間中に変更になった場合、関係法令に従って改定後の利用者負担金が適用されます。その際には、事業者はご利用者及びその家族に説明します。
2. 事業者は、提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービス内容及び利用者負担金を説明し、利用者及び家族の同意を得ます。またその変更を行う場合には、変更予定日の 1 ヶ月前までに文書によりご利用者及びその家族に説明し、同意を得ます。

第 6 条（利用者負担金の滞納）

1. ご利用者が正当な理由なく利用者負担金を 2 カ月分以上滞納した場合には、事業者は 1 ヶ月以上の期間を定めて、期間満了までに利用料全額の支払いがない場合には、契約を解除する旨の催告をすることができます。
2. 前項の催告を行った場合、事業者は、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成した居宅介護支援事業者、または、地域包括支援センターと協議し、ご利用者の日常生活を維持する見地から、居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な協議を行うよう努めるものとします。
3. 事業者は、前項に定める調整の努力を行い、かつ第 1 項に定める期間が満了した場合には、文書で通知することによりこの契約を解約することができます。
4. 事業者は、前項の規定により解約に至るまでは、滞納を理由としてサービスの提供を拒むことはありません。

第 7 条（利用者の契約解除権）

ご利用者は、いつでもこの契約を解約することができます。

第 8 条（事業者の契約解除権）

1. 事業者は、やむを得ない事情により事業所を閉鎖又は縮小する場合、文書により 1 ヶ月以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。
2. 事業者は、ご利用者が次の各号に該当し、事業者の再三の申し入れにも関わらず改善の見込みがなく、サービス利用計画の目的を達することが困難となったときは、文書によ

り 2 週間以上の予告期間をもってこの契約を解約することができます。この場合、事業者は、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成した居宅介護支援事業者、または、地域包括支援センターにその旨を連絡します。

- (1) 第6条第1項による催告を行い、第3項に定める協議等の努力を行ったとき
- (2) 感染症等の疾患により他のご利用者の健康に影響を及ぼすおそれがあるとき
- (3) ご利用者の行動が、他の利用者、自身の生命又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、事業者が十分な対策を講じてもこれを防止できないとき
- (4) ご利用者が、故意に法令違反その他重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがないとき

第9条（契約の終了）

次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- (1) 第7条の規定によりご利用者から解約の意思表示がなされたとき
- (2) 第8条の規定により事業者から契約解除の意思表示がなされたとき
- (3) 次の理由によりご利用者にサービスを提供できなくなったとき
 - ① ご利用者の要介護認定区分が自立（非該当）と認定された場合
 - ② ご利用者が死亡した場合
 - ③ ご利用者の所在が 2 週間以上不明になったとき
 - ④ 関係法令等の改定によりサービス提供の対象外となったとき

第10条（契約終了時の援助）

契約を解約又は終了する場合には、事業者はあらかじめ必要に応じて主治医及び居宅介護支援事業者もしくは地域包括支援センターに対する情報の提供を行うほか、その他の保険医療サービスまたは福祉サービス提供者等と連携し、利用者に対して必要な援助を行います。

第11条（ご利用者代理人）

ご利用者は、自らの判断によるこの契約に定める権利の行使と義務の履行に支障を生じるときは、あらかじめ選任した代理人をもって行わせることができます。

第12条（事故発生時の対応、賠償責任）

事業者は、ご利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、ご利用者のご家族、又は代理人並びに居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び関係各機関に連絡し、必要な措置を講じると共に、当該事故の状況及び事故に際して採った措置について記録します。また、ご利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。但し、事業者に故意過失がなかったことを証明した場合は、この限りではありません。

第13条（利用者の賠償責任）

ご利用者の故意、重過失により設備または備品につき、通常の保守・管理の程度を超える補修等が必要となった場合には、その費用はご利用者の負担となります。

第14条（秘密保持）

事業者及び事業者の使用する者は、業務上知り得たご利用者及びそのご家族に関する秘密について、ご利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らしません。

第15条（個人情報の取り扱い）

1. ご利用者及びご家族の個人情報の取り扱いについては、個人情報保護法を遵守し、誠実に対応します。
2. 別に定める文書によりご利用者の同意を得た場合は、利用目的の範囲内で個人情報を取得、使用及び第三者に提供できるものとします。その期間はサービス利用契約期間とします。

第16条（苦情対応）

1. 事業者は、ご利用者からのサービスに関する相談、苦情等に対応する窓口を設置し、迅速かつ適切に対応します。
2. 事業者は、ご利用者が苦情申立て等を行ったことを理由として何等の不利益な取扱いをすることはありません。

第17条（契約外事項）

この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところによります。

第18条（協議事項、裁判管轄）

この契約に関して争いが生じた場合は、第1条記載の目的のため、当事者が互いに信義に従い、誠実に協議したうえで解決するものとします。また、この契約に関する紛争の訴えは、ご利用者の住所地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

重要事項説明書

ご利用者に対する居宅サービス提供開始にあたり、厚生省令・行橋市の定める基準等に基づいて、当事業者がご利用者に説明すべき事項は次のとおりです。

1. ご利用者に関する事項

ご利用者氏名	様		
要介護認定区分			
要介護認定有効期間	令和　年　月　日	から	令和　年　月　日
利用料金負担割合	1割	2割	3割

2. 法人（事業者）の概要

法人名	株式会社 喜楽
法人所在地	福岡県行橋市大字金屋490番7号
代表者名	代表取締役 古川 倫生
電話番号	0930-23-4727
設立年月日	平成21年4月1日

3. ご利用施設の概要

事業所の種類	通所介護、第1号通所介護
介護保険事業所番号	4072601174
事業所の名称	喜楽デイサービスセンター
事業所の所在地	行橋市北泉5丁目11番6号
電話番号	0930-26-5535
FAX番号	0930-26-5570
管理者名	古川 倫生
開設年月日	平成21年7月1日
利用定員	20名（火曜日25名）
サービス提供地域	行橋市、苅田町、みやこ町、小倉南区朽網。但し、この地域外に居住される方に対し、サービスの提供を妨げるものではありません。

4. 事業所の職員体制

	員数	勤務形態	職務内容
管理者	1名	常勤	業務管理
看護職員	2名	常勤2名(兼務)	看護業務
生活相談員	2名	常勤兼務2名	生活相談業務
機能訓練指導員	2名	常勤専従1名、兼務1名	機能訓練業務
介護職員	5名	常勤兼務、非常勤専従	介護業務
調理職員	1名	常勤兼務	調理業務、介護業務

5. 営業日、営業時間及び利用定員

営業日	月曜日から土曜日（年末年始を除く）
営業時間	午前8時30分から午後5時30分
サービス提供時間	午前9時から午後4時30分
定休日	日曜日、1月1日～1月3日

6. 当事業所のサービスの方針等

事業所の従事者は、ご利用者の要介護状態等の心身の特徴を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、さらに、ご利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持ならびにご家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、居宅サービス計画に沿って送迎、食事提供、その他必要な日常生活上の介護及び機能訓練等を行います。

また、当該居宅サービス計画に基づくサービスが確保されるよう連絡調整その他の便宜の供与を行うとともに、お客様であるご利用者の自己実現に向けて、最大限の支援活動を行います。

7. サービスの内容、ご利用に当たっての留意事項

「通所介護サービス」「第1号通所介護事業」は、事業者が管理運営する特定の施設に通つて、当該施設において入浴及び食事の提供（これらに伴う介護を含む）、生活等に関する相談・助言、健康状態の確認その他ご利用者に必要な日常生活上の世話、並びに機能訓練を行うサービスです。

ご利用者は、「通所介護サービス」「第1号通所介護事業」の提供を受ける際には、次の事項について留意をお願いします。

- (1) 入浴サービスを利用する際は、事前の体調チェックを行うものとし、本人の意思に関わらず、入浴の延期や中止をする場合があることをご了承ください。また、入浴中に体調が悪くなった場合は、速やかに職員へその旨をお伝えください。
- (2) 送迎サービスを利用する際は、職員がお迎えに伺うまで、ご自宅でお待ちください。

職員到着以前の外出に起因する事故に関しては、当事業所で責任を負いかねますのでご了承ください。

- (3) 貴重品の持ち込みはご遠慮ください。紛失時または破損時に責任を負いかねます。
- (4) ご利用者同士の金品の受け渡しは固くお断りいたします。
- (5) ご利用者が通所介護サービスを受ける際には、ご利用者側が留意すべき事項を重要事項説明書で説明し、署名捺印のご同意をいただきます。

8. ご利用者負担金

ご利用者にお支払いいただく負担金は下記のとおりです（令和4年10月～）。

(1) 第1号通所介護事業

基本料金	要支援1	月4回利用の場合	1,672円	1ヶ月につき
		月4回未満の場合	384円	1回につき
	要支援2	月8回利用の場合	3,428円	1ヶ月につき
		月8回未満の場合	395円	1回につき
加算		運動機能向上加算	225円	1ヶ月につき
		科学的介護推進体制加算	40円	
		生活機能向上連携加算（II）2	100円	
		処遇改善加算I	所定単位数の59/1000	
		介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の1.1%	

(2) 通所介護（通常規模）

基本料金 (5時間～6時間未満)	要介護1	567円	1日につき
	要介護2	670円	
	要介護3	773円	
	要介護4	876円	
	要介護5	979円	
基本料金 (6時間～7時間未満)	要介護1	581円	1日につき
	要介護2	686円	
	要介護3	792円	
	要介護4	897円	
	要介護5	1003円	
基本料金 (7時間～8時間未満)	要介護1	655円	1日につき
	要介護2	773円	
	要介護3	896円	

	要介護 4	1018 円	1 日につき
	要介護 5	1142 円	
加算	入浴介助加算 (I)	40 円	1 日につき
	入浴介助加算 (II)	55 円	
	個別機能訓練加算 (I) イ	56 円	
	個別機能訓練加算 (I) ロ	85 円	
	個別機能訓練加算 (II)	20 円	
	口腔機能向上加算 (II)	160 円	1 ヶ月につき
	生活機能向上連携加算 (II) ②	100 円	月 2 回
	科学的介護推進体制加算	40 円	
	処遇改善加算 I	所定単数数の 59/1000	
	介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の 1.1%	

(3) その他の費用

厚生労働大臣・行橋市の定める基準によるものほかに以下の費用がかかります。

食事代(1食)		500 円
料理教室	1 回	200 円
パン教室	1 回	120~150 円
お菓子作り	1 回	200 円
陶芸教室	100 グラムにつき	100 円
押し花教室	作品 1 つにつき	100 円
オムツ代	オムツ 1 枚	200 円
	リハビリパンツ 1 枚	200 円
	パット 1 枚	100 円
プリンター印刷代	写真 L 版 1 枚	10 円
	写真 A4 版 1 枚	100 円
	はがき 1 枚	10 円
	はがき(写真入) 1 枚	15 円
プリンター印画紙代	写真 L 版 1 枚	10 円
	写真 A4 判 1 枚	100 円

※陶芸の材料費は窯出し(本焼き)した作品を計量し、金額を決定いたします。

※生け花教室は、実費を頂きます。

(1) 法定利用料金は、居宅サービス計画に基づき提供されたサービス、且つ要介護度ごとに設定された支給限度額内に限るものです。居宅サービス計画を作成していない場合など、「償還払い」となる場合には、いったんご利用者が利用料（10割）を支払い、その後市町村に対して保険給付分（9割又は8割）を請求、支給限度額を超えるサービス利用の場合は、超過分について費用全額をご負担いただくことになります。

(2) その他

(ア) 交通費 通常のサービス提供地域（又は送迎地域）以外の地域についてのみ、所定の交通費（実費相当）が必要となります（別途見積もりいたします）。

(イ) 教養娯楽などで、特別な費用がかかるものは実費負担となります。

9. 支払方法等

当事業所では、ご利用翌月15日までに請求書をお渡しし、後日現金でお支払いいただく方法をとっています。

10. キャンセル

ご利用者がサービスの利用を中止する場合は、事業所までご連絡ください。ご利用日当日の午前8時までにお休みの連絡をいただけなかった場合は、キャンセル料として500円（食事代）をご負担いただきます。

11. 個人情報の取り扱い

ご利用者及びご家族の個人情報の取り扱いについては、個人情報保護法を遵守し、誠実に対応します。

別に定める文書によりご利用者の同意を得た場合は、利用目的の範囲内で個人情報を取得、使用及び第三者に提供できるものとします。その期間はサービス利用契約期間とします。

1.2. 緊急時の対応

当事業所は、サービスの提供を行っている際に、ご利用者の状態に急な変化が生じた場合その他必要な場合、予めご利用者より指定のあった主治医、もしくは近隣の救急指定病院へ連絡を行う等の必要な措置を速やかに講じます。

緊急時の連絡先

	お名前	続柄	連絡先電話番号
1			
2			

1.3. 事故時の対応

- (1) 当事業所は、ご利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合、ご利用者の家族、又は身元引受人並びに居宅介護支援事業者、及び関係各機関に連絡し、必要な措置を講じます。なお、連絡・報告は福岡県の「介護サービス事故に係る報告要領」に拠り、行います。
- (2) 当事業所は、サービスの提供によりご利用者に賠償すべき事故が発生した場合、天変地異等不可抗力による場合を除き、速やかに誠意をもって損害賠償を行います。但し、当該事故の発生につき、ご利用者の側に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができます。
- (3) 当事業所は、万が一の事故の発生に備えて、賠償責任保険に加入しています。

保険名	損害保険ジャパン日本興亜株式会社 居宅サービス事業者賠償責任保険	ウォームハート
-----	-------------------------------------	---------

1.4. 非常災害対策

(1) 非常災害時の対応

別途定める災害対応マニュアルに則り、対応を行います。

(2) 平常時の訓練

火災等を想定した消防・避難訓練を、ご利用者も参加していただき、年2回実施します。

15. 苦情等申立て先

※どのようなことでもお申し出ください。迅速・丁寧に対応いたします。

当事業所ご利用相談窓口	ご利用時間 月曜日～土曜日（年末年始を除く） 午前8時00分～午後5時00分 ご利用方法 電話（0930）26-5535 または当事業所にて面接、もしくは訪問いたします。 担当者 古川 倫生
主な公共機関相談窓口	福岡県国民健康保険団体連合会 TEL（092）642-7859 行橋市介護保険課 TEL（0930）26-6655 苅田町役場 介護保険課 TEL（093）434-5544 みやこ町介護保険福祉課 TEL（0930）32-8032 北九州市小倉南区介護保険福祉課 TEL（093）951-5551

サービスを利用するにあたり、重要事項の説明を受けて、上記のとおり契約を締結します。上記の契約を証するため、本契約書及び重要事項説明書を2通作成し、ご利用者及び事業者は署名押印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

ご利用者

私は、この契約書及び重要事項説明書につき、事業所の職員（職名 、
氏名 ）から説明を受け、内容を理解しました。私は、この契約に定める
ところに従い、各種の介護サービスを利用します。

住 所

氏 名

印

電話番号

代理人

私は、利用者本人の契約意思を確認の上、利用者に代わり、上記署名を行いました。

住 所

氏 名

印

電話番号

署名を代行した理由

事業者

当事業所は、ご利用者の申し込みを受諾し、この契約に定める各種サービスについて、誠実に責任をもって行います。

事業者名称 株式会社 喜楽

所 在 地 福岡県行橋市大字金屋 490-7

事業所名称 喜楽デイサービスセンター

事業所所在地 福岡県行橋市北泉 5 丁目 11 番 6 号

代表取締役 古川 倫生

個人情報の使用に係る同意書

以下に定める条件のとおり、私および家族は、株式会社喜楽が私および家族の個人情報を下記の利用目的の範囲内で取得、使用及び介護サービス事業者等第三者に提供することに同意します。

1. 利用期間 介護サービス提供期間および契約期間
2. 利用目的と情報を提供できる第三者の範囲
 - ① 介護計画書サービス等を作成するため
 - ② 事業者間の連携とサービス担当者会議での情報提供、サービス計画作成担当者に対する照会（依頼）の為
 - ③ 医療機関、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、介護サービス事業者、行政機関、その他必要に応じた地域団体等との連絡調整のため
 - ④ 健康状態の急な変化など主治医の意見を求める必要のある場合
 - ⑤ 事業者内外のケアカンファレンス（支援方法の検討会議）のため
 - ⑥ 適切な介護サービスを提供する上で必要不可欠な場合
 - ⑦ 介護保険事務（請求処理、会計処理等）のため
 - ⑧ 緊急を要するときの連絡等の場合
 - ⑨ 事業所において行われる学生・ボランティア等の実習への協力のため
 - ⑩ 施設だよりなど広報紙への掲載 * (□可 □写真のみ可 □名前のみ可 □不可)
 - ⑪ 事業所ホームページへの掲載 * (□可 □写真のみ可 □名前のみ可 □不可)
* いざれかにレ点チェックをつけてください
 - ⑫ 上記の各号に関わらず、公表している「利用目的」の範囲内
3. 使用条件
個人情報の提供は利用目的の範囲内とし、サービス提供にかかる目的以外には決して使用いたしません。また、サービス利用にかかる契約の締結からサービス終了後においても第三者に漏らすことはありません。個人情報に関する基本方針に基づいて取り扱います。

令和 年 月 日

ご利用者

氏名 _____ 印

ご家族代表

氏名 _____ 印 (ご利用者との関係)

代筆者（代理人）

氏名 _____ 印 (ご利用者との関係)